

Title	英国石炭業委員会報告の概要(下)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.3 (1920. 3) ,p.425(123)- 431(129)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200301-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自身の毎度承認する如く總ての大運動に於て Bolcheviki と其行動を同ふしたりき。一九〇五年の革命は露國に於て社會民主主義の執拗なる革命戦略を實驗し之を鞏固にし之を完成し且つ之を最も強力なる武器と爲したるものなり」

Bolchevisme なる語が majorité の意を表示するものなりとせば又同時に其の主義に於て maximum の意を意味するものなり。Bolcheviki は極端過激の主義を唱ふるに反し Mencheviki は比較的温和の主張を懐抱せり。之を以て世間往々 Bolchevisme と同意味に Maximalisme なる語を用ゆるものありと雖も此混用は偶々革命社會黨 (Socialistes Revolutionnaires) を怒らしむるの恐れあり。如何となれば Maximalisme は露國革命社會主義中の過激派に外ならざればなり。(革命社會黨中の此一派は一九〇六年本黨と分離し

たり)。或點に於て此一派は Bolchevisme に類する所なきに非ずと雖も他に全く反するものあり。現に今日尙ほ Maximalistes と呼ばるゝもの革命社會黨の黨員中に少なからずと雖も彼等は Bolchevisme に對して全然反抗するものなり。7. 無政府黨 (Les Anarchistes) 此黨派は過激派共和政府の起るや頗る活躍したり。彼等はソヴエットの權力を以て半有産階級性と爲し資本家と妥協したるものとの疑ひを懐けり。本來一切の國家を否認するものなるが故に過激派社會主義の國家の滅亡を期すること有産階級的國家に對すると又同じ

英國石炭業委員會

報告の概要 (下)

堀江 歸 一

(一)スマイリー氏等の報告 (續)

労働時間短縮に關する坑夫の要求は一日六時間労働と云ふが如き標語の爲めに、或る誤解を招きたるが如しと雖も、尙ほ一般の同情を博しつつあることを疑はず。今日英國の坑夫は必ずしも法律に依て八時間労働の保障を得たるものとす可からず。蓋し千九百八年の法律は會期終了の間に臨んで、上院に於て修正せられ、同院は八時間を以て、各班の坑夫中、最後の一人が地層に降る爲めに昇降機臺に入れる時より、地層に居る坑夫の第一人が地表上に達したる時までとしたるが故に、坑夫が坑内に居り、種々の危険に遭ひつゝ労働せる時間は八時間に非ず

して、却つて八時間半乃至十時間半の長さに居るものとす可し。今坑夫は法律に八時間とあるを修正して六時間とし、二割五分の短縮を實現すると共に所得の低落を防ぐに足るの程度に於て、賃銀率の上進を期圖せんとす。斯の如くすれば、坑夫の坑内に居る時間が八時間以上に上るが如き、絶無と爲り、平均七時間内外と爲り、地表上に於ける労働者の労働時間亦之れに伴つて、減縮せらるゝに至る可し。

今や吾人は各種の産業を通じて、労働時間の減少する事實に接しつつあり。機械工業并に造船事業に於て、一週四十七時間制度の實行せられたるが如き、又他の産業に於て、一週四十時間制度の誘導せられたるが如き、何れも此適例とす可く、一方に炭坑業と密接の關係あり、又時に同一企業の下に於て經營せらるゝ製鐵製鋼業者も労働者の希望を容れて、労働時間に三割三

分の減縮を加へ、事實炭坑夫の要望しつゝある
と同一の労働時間を採用することゝ爲れり。然
らば坑夫の労働の特に危険にして、又苛重なる
ことに想到せんか、事實上の七時間労働、坑内
労働者に對する六時間労働制度に關する主張は
到底之を壓抑するを得ざるものと断定せざる可
からず。思ふに特殊の災厄に遭遇する危険の大
なる坑夫の労働時間を短縮するは、労働の性質
に於て當然なるのみならず、國民全體に有利な
るものあり。蓋し現今鑛山に於ける變災に依て
傷害を蒙る者の數は十六萬乃至十七萬六千人の
間に居り、而して此内の千五百乃至千七百人は
横死の運命を免かれず。是れ坑夫の職業が海員
の職業に次いで、危険の最も大なるものと認め
らるゝ所以にして、現に千九百七年より千九百
十六年に至る十年間、就業中に起れる變災に依
て、死亡したる坑夫の數は一萬二千四百人に上

れりと稱せらる。唯斯る鑛山に於ける變災が勞
働者の疲勞と如何なる關係を有するやの事實に
就て、確實なる調査の存するものなきを以て、
労働時間の減縮が變災の減少を來すものと確信
を以て、語るに困難なれども、他の産業に關し
て、行はれたる調査に據れば、労働時間の減縮
は其比例以上に、災厄を減少するを得たる事實
の動かす可からざるものあり。果して然らば坑
夫の労働時間短縮も坑夫に災厄を及ぼす機會を
減ずるものとす可く、從來の事實に據れば、坑
夫は平均六年に一回七日以上の治療を必要とす
る災厄を蒙れども時間の短縮は平均八年に一回
とするを得べし。

然らば労働時間の短縮は生産額に如何なる影
響を及ぼすや。此點に就ては種々の計算行はれ
一年の産額を減ずること、一割に過ぎずと云ひ
或は三割に及ぶ可しと云ひ、統一するものなし

と雖も、是等の計算は何れも生産の方式并に機
械の設備を従前の儘としたるものなるが故に、
信用する能はず。鑛山監督長官サー、リチャード、
レッドメーンは委員會に於ける證言中、産
出高の減少が必ず労働時間の減縮に比例す可し
と云ふの觀察を拒否し、労働時間の減縮せらる
る割合が坑夫側の主張するが如く、二割四分三
厘なる場合には、産出高の減少は一割九分に止
まる可しとしたり。而してサー、リチャード、レ
ッドメーンが一割九分の減少を産出高に見る可
しと云へるは、目前の結果にして、或る時期を
經過するときは、種々の事情に依て、生産の増
進の難からざることを確信するものなり。今其
生産を増進する事情を列擧すれば左の如し。

(一)最も有能なる坑夫を兵役に召集せられ、
又戦時の爲に、木材、軌道、枕木等の供給不足
に依て、鑛山の設備を不良ならしめたる爲に

- 生じたる技術的能率の缺陷を填補すること。
 - (二)仕事の斷續する弊を防ぎ私有の貨車を整
理し、石炭の貯藏法を改良すること。
 - (三)任意の缺勤を制限すること。労働時間の
短縮は自ら此効果を齎すを得べし。
 - (四)機械力の牽引機に依り、坑内労働者の坑
の内外に於ける運輸を便すること。
 - (五)今日以上に石炭の運搬并に坑夫の坑内に
於ける昇降に機械を利用すること。
 - (六)労働時間の短縮は坑夫の健康并に安全を
増進すること。
- 是等以外に坑夫の運動を指導する人士の明言
する如く、坑夫の要求にして承認せられんか、
坑夫の仕事に新精神を與ふ可く、斯くてサー、
リチャード、レッドメーンの所謂「坑夫の樂天
主義」なるものは、九時間労働の時代に於ける
と同じく、七時間労働の時代に於て、能く之を

實現するを得べきなり。然らば總ての事情を考量し、産出額は當初或る程度の減少を免かれずとするも、改良せられたる方式の實行に依て、恢復するは論を俟たず、唯其恢復の程度如何は今日之を語る能はざるなり。

委員會の質問に應じて、産出高に大なる減少を來す可きことを證言したる人士の内には、千九百八年に於ても時間減縮の爲めに産出高に一割乃至一割一分又は八分乃至九分の減少を招く可きことを證言したり。然るに之を事實に徴するに、千九百八年より千九百十三年に至る間産出高は著しく増加し、殊に早く七時間制を採用したる「ダーラム」地方の産出高は超過時間を認めたる他地方の産出高を超過したり。即ちダーラム炭坑主組合を代表したるサミュエル、ヘーヤ氏は同地方の炭坑業が最も能く短時間労働の經濟的状況と適合したることを説明し、ダーラ

ムの經驗は時間短縮の結果に關する憂慮に根據を存せざることを示すや否やの質問に對しては

「ダーラムの經驗を以てするときは、既往の長時間労働制に復歸するを不利なりと認む」ることを答辯したり。更に之を合衆國に於ける事例に徴するに、炭坑業に於て、前年労働時間を十時間より八時間に短縮するや、十時間當時の最高産出高よりも、更に多量の産出高を一個の坑夫に之を期するを得たり。隨て高等法院の産業委員は千九百二年の最終報告第二卷に於て「炭坑業に於ては、短時間の労働が却て労働者并に經營の能率を増進したること」を明言したり。果して然らば今、英國に於て新に九時間より七時間に一日の労働時間を減縮する計畫を實行したる場合に、合衆國に於けると同様、労働者并に經營の能率に増進を告ぐ可きは之を疑う能はざるなり。

假に労働時間短縮の結果、坑夫一人の平均産出高に減少を來すとするも、産業界に於ける業務上の状況にして復舊する以上は、英國全體の石炭産出高に減少を及ぼすものと考ふる能はず。蓋し産業界の戰爭の影響を免かるゝと同時に、炭坑に職業を求むる者の數の増加するは、當然の勢にして、而して此事たる、國民全體に有利なるのみならず、同時に今日失業惠與金として毎週百萬磅以上の金額を支拂うの點より云ふときは、國庫に取つても、大なる利益ありとす可し。斯くて吾人は一方に機械的設備の應用、労働組織の改善と相俟つて、労働者の供給を増加する爲めに、石炭の總産出高は決して減少せず寧ろ増加して、輸出貿易に有利なる影響を及ぼすものとす可きなり。

吾人は今日坑夫の生活標準の甚だしく劣等なるが爲めに如何なる損失を國家全體に與へつゝ、

あるやの事實に就て、國民が注意せざることを悲むものなり。蓋し坑夫の生活程度の劣等なることは一方に炭礦業者に大なる利益を與へつゝあるの所以たり。即ち彼等の收むる利益の大なる一面に於て、坑夫が機械的設備の不足を忍びつゝ、労働に堪へ來れるは、争う可からざる事實にして、而して炭礦業者が機械的設備を怠れるは、各自の經營の分立せることを以て、其重なる原因とす可し。斯く炭礦業者が多年に亘りて、分立的經營法を持續し、何等意に介する所なかりしに就ては、種々の原因ある可しと雖も其原因の重なるものは、斯る不良の組織を以てして、一方に低廉なる賃銀率の下に、坑夫の労働力を驅使するを得たるの一事に外ならず。即ち從來吾人は經濟的健康に比較して、餘りに低廉に、労働を評價したるものと云ふ可く、今日こそ斯る弊害を一掃するに、適當の時機にして

而して其方法は坑夫の労働時間并に賃銀を産業の有効なる組織の下に、始めて支持せらるゝを得る程度に置くの一事に外ならざるなり。

或は坑夫の状況の改善は希望す可き所に相違なく、採炭量も亦坑夫の増加に依て、戦争前の程度に復することありとするも、尙ほ當業者は石炭の代價に大なる引上を爲さざれば、労働時間の短縮より生ずる費用に當り難く、英國の輸出貿易、製造業并に消費者に不良の影響を及ぼすに至ることを恐るゝ者あり。然れども坑夫の生活標準に於ける改善が産業其もの、能率を維持し、又國民全體の利益を増進するに必要なりとせんか、一時代價に騰貴を惹起すの事實を以て改善に對する絶對的反對論とする能はず。且つ労働時間が他の産業に於て短縮され、又生活の標準が社會の他の方面に於て引上げられたる場合に之に應ずる改良を炭坑夫に拒否するは甚だ

しき不公正の處置なりとせざる可からず。

労働時間の短縮が必ず石炭の代價を騰貴するに至らしむ可しと云ふ説は、産業の現状の繼續することを根據としたるものなれども、此推定は正當なりと云ふ能はず。現に最近蘇格蘭に於ける一炭礦會社の當局者は株主より會社が斯の如く繁昌を極めつゝある場合に、何故に被傭者を優遇せざるやの質問を受け、之に答へて「吾人は炭坑主組合の一員にして、隨て他の諸會社に對して、忠實に行動せざる可からず、他の諸會社が良好なる賃銀を支拂うを得ざる場合に、吾人獨り賃銀を上進するを得んや」と云へり以て炭坑主に賃銀引上を許すの餘裕あることを知る可し。

英國に於て、坑夫の労働條件を優良にし、殊に彼等の労働時間を短縮するに當り、炭價に騰貴を來さずして、其目的を達せんとするには、

炭坑の所有并に經營の狀態を統一し、加ふるに石炭の配給を最も經濟的の基礎に置くを必要とするは勿論にして、現にサー、リッチャード、レッドメインの如き、炭坑の個人所有制度は炭坑業全體の見地に就て云ふも、國民的見地より見るも、冗費の大なるを免かれざることを明言したり。而して上記の如き統一を炭坑業に實現するには、國有制度に依るの外、他に道の存するを知らざるなり。思ふに輿論は國民的トラス

しては勿論種々の方面に於ける費用の節約に資したり。然も資本家の企業に對して、官僚的監督を加ふるの方法は其結果に於て、生産者にも消費者にも不満足なるを免れざるのみならず、國有制度と異なり、礦山に於ける労働の保安を改良するに資する能はず。茲に於てか吾人は現行の個人所有制度を不可なりとする以上は、之に代るもの、國有制度以外に存せざることを斷言せんをす。

ギルド社會主義の國家觀 (下)

加田 忠 臣

トを設けて、炭坑の經營を託するが如き制度に對しては、如何に暴利を取締るの道あり、又消費者の利益を保護するの便ありとするも、之を承認せざる可く、抗主と坑夫との共有制度の如き、亦然るものあらん。公衆の利益を保護するの見地より云はんか、石炭監督官は此以上に爲す所なかる可からず。戦時石炭監督官が炭價の暴騰する勢を抑制して、家庭に於ける消費に對

ギルド社會主義の國家觀は其淵源をマルクス